

## 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年10月18日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングスより届出された「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年12月12日
- (2) 青森県知事意見 \* 平成31年3月8日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第22回)  
\* 平成31年3月20日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・既設風力発電機が稼働している周辺で、距離等、生態系の予測に必要なパラメータとなるデータを収集し、現況とリプレイス後の比較ができるよう、調査地点の設定を検討すること。	・「小田野沢Ⅱ評価書」の調査において、既設風力発電機が稼働している際にどのような行動をしているかについてのデータは収集しておりますが、現況とリプレイスの比較において、さらにデータが必要な場合には、データ収集を検討いたします。
・南側の風力発電機の位置については「小田野沢Ⅱ評価書」の結果のみならず、ポイントセンサスやテリトリーマッピングの実施についても検討すること。	・本案件における風力発電機設置位置周辺の環境は、植生的にも「小田野沢Ⅱ評価書」と同様であることから、ポイントセンサス及びテリトリーマッピングについては「小田野沢Ⅱ評価書」の調査結果を流用する予定としておりましたが、南側の調査地点追加については改めて検討いたします。
・バードストライク等の予測・評価においては、「小田野沢Ⅱ評価書」との風力発電機のサイズの違いによるブレード回転域の違いを考慮すること。	・バードストライク等の予測・評価においては、「小田野沢Ⅱ評価書」との風力発電機のサイズの違いによるブレード回転域の違いを考慮し、準備書において

	結果を整理いたします。
--	-------------

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。